

平成 24 年度 岡崎市大気汚染調査結果について

1 大気汚染常時監視結果

(1) 調査期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(2) 調査地点及び測定項目

市内に設置されている測定局 5 局（一般環境大気測定局 1 局及び自動車排出ガス測定局 4 局）で、次の項目の調査を行いました。

ア 一般環境大気測定局

測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	微小粒子状物質
岡崎市羽根大気測定局 場所：羽根町字陣場 47	○	○	-	○	○	-	-

注 一般環境大気測定局とは、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局です。

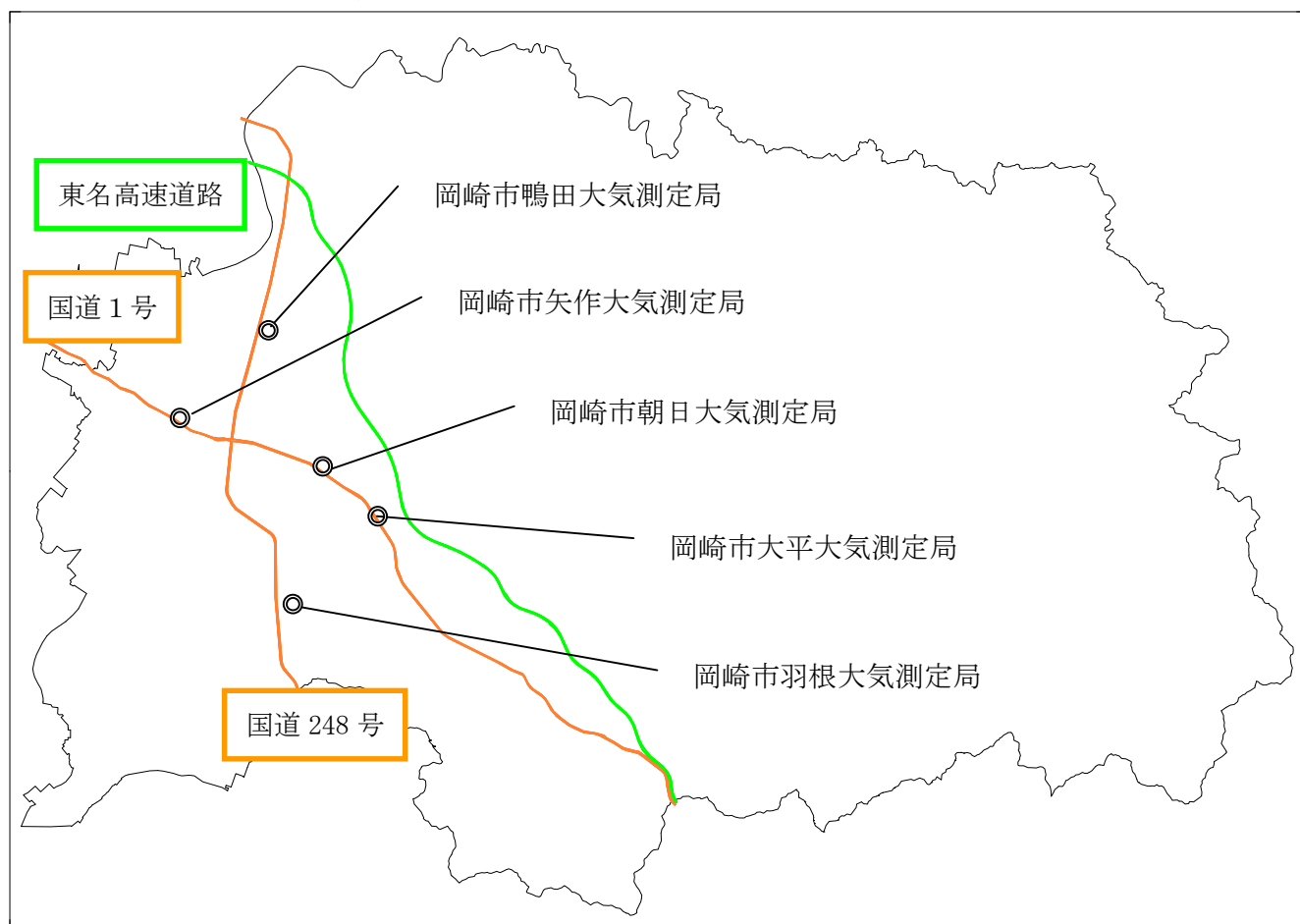
イ 自動車排出ガス測定局

測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	微小粒子状物質
岡崎市朝日大気測定局 場所：朝日町三丁目 36-1	-	○	-	○	○	-	-
岡崎市矢作大気測定局 場所：矢作町字馬乗 110-1	-	○	-	○	○	-	-
岡崎市大平大気測定局 場所：大平町字二ノ沢 67	○	○	○	○	○	○	○ (※)
岡崎市鴨田大気測定局 場所：鴨田町字広元 306	-	○	-	○	○	-	-

注 自動車排出ガス測定局とは、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局です。

※ 環境省の微小粒子状物質（PM2.5）モニタリング試行事業による調査のため、市では公表をしていません。

(参考) 大気測定局の配置



以下、それぞれの測定局を次のとおり表記します。

一般環境大気測定局 → 一般局
自動車排出ガス測定局 → 自排局

岡崎市羽根大気測定局 → 羽根
岡崎市朝日大気測定局 → 朝日
岡崎市矢作大気測定局 → 矢作
岡崎市大平大気測定局 → 大平
岡崎市鴨田大気測定局 → 鴨田

(3) 環境基準が定められた各物質の環境基準の達成状況と年平均値の変遷

ア 二酸化硫黄

(ア) 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

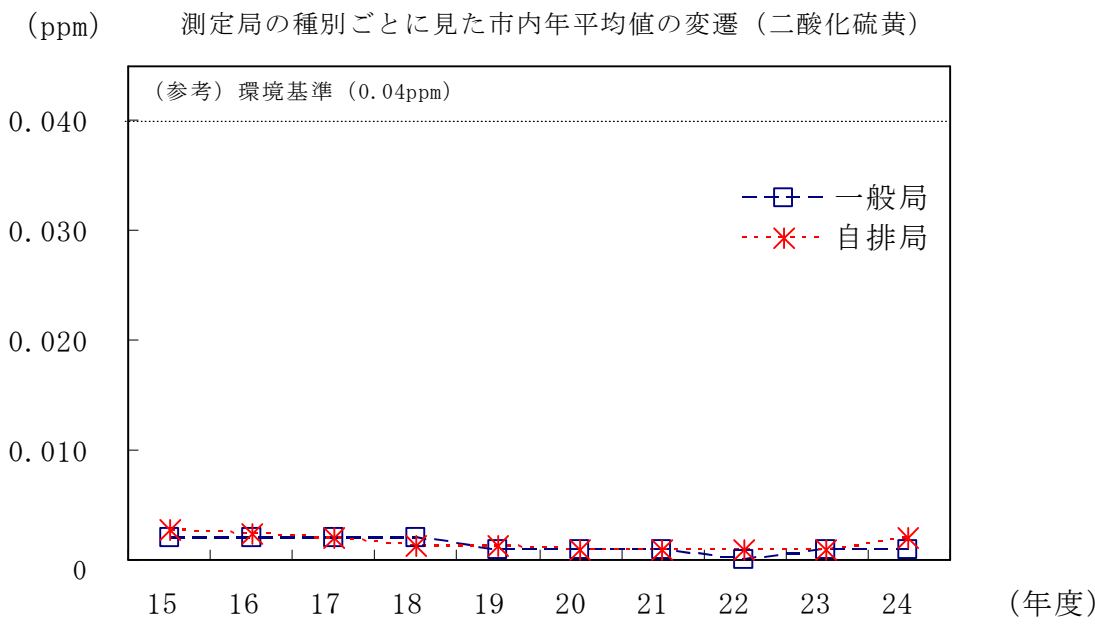
一般局 1 局、自排局 1 局で測定を行い、いずれも長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2 %除外値 (ppm)	1 日平均値 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
一般局	羽根	22	0.002	なし	○	○
		23	0.002	なし	○	○
		24	0.002	なし	○	○
自排局	大平	22	0.002	なし	○	○
		23	0.002	なし	○	○
		24	0.004	なし	○	○

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 16 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価： 年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 %の範囲内にあるものを除外した値（上表では、日平均値の 2 %除外値と表記した。）が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 短期的評価： 1 時間又は 1 日を通した測定結果と環境基準（1 時間値又は 1 日平均値）とを比較して評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

(イ) 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化
年平均値は、一般局で 0.001ppm、自排局で 0.002ppm です。最近 10 年間は、横ばい傾向にあります。



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一般局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
自排局	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002

注 表中の単位は、ppm です。
年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。
有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

イ 二酸化窒素

(ア) 環境基準の達成状況（長期的評価のみ）

一般局 1 局、自排局 4 局で測定を行い、平成 23 年度に引続き全て環境基準を達成しました。

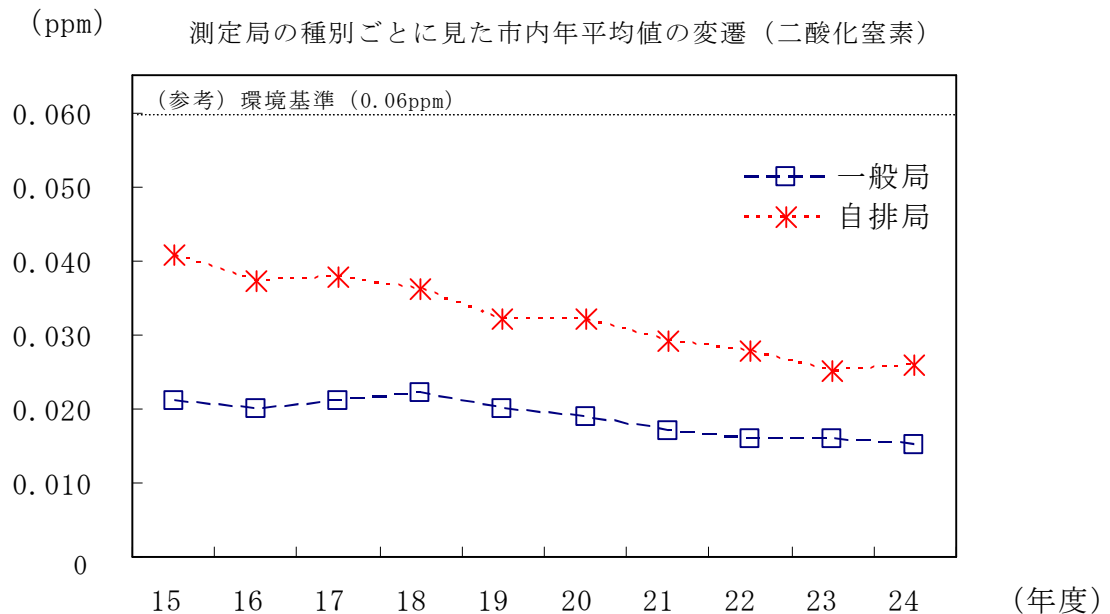
< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の年 98% 値 (ppm)	達成状況
一般局	羽根	22	0.032	○
		23	0.031	○
		24	0.030	○
自排局	朝日	22	0.054	○
		23	0.048	○
		24	0.052	○
	矢作	22	0.037	○
		23	0.033	○
		24	0.033	○
	大平	22	0.061	×
		23	0.056	○
		24	0.059	○
	鴨田	22	0.035	○
		23	0.033	○
		24	0.035	○

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価： 年間における 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当する値(上表では、日平均値の年 98% 値と表記した。)が、0.06ppm 以下であること。 (昭和 53 年 7 月 17 日付け環大企第 262 号)

(イ) 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局で 0.015ppm、自排局 4 局で 0.026ppm です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかな減少傾向にあります。



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一般局	0.021	0.020	0.021	0.022	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015
自排局	0.041	0.037	0.038	0.036	0.032	0.032	0.029	0.028	0.025	0.026

注 表中の単位は、ppm です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

<参考>一酸化窒素及び窒素酸化物の最近 10 年間の年平均値の変遷

	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一酸化窒素	一般局	0.023	0.019	0.020	0.018	0.016	0.014	0.011	0.010	0.009	0.007
	自排局	0.112	0.100	0.093	0.069	0.055	0.061	0.047	0.044	0.040	0.037
窒素酸化物	一般局	0.044	0.039	0.041	0.040	0.036	0.032	0.028	0.026	0.025	0.022
	自排局	0.153	0.137	0.130	0.105	0.087	0.093	0.077	0.072	0.064	0.063

注 窒素酸化物は、一酸化窒素及び二酸化窒素の各測定値を合計した値です。

ウ 一酸化炭素

(ア) 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

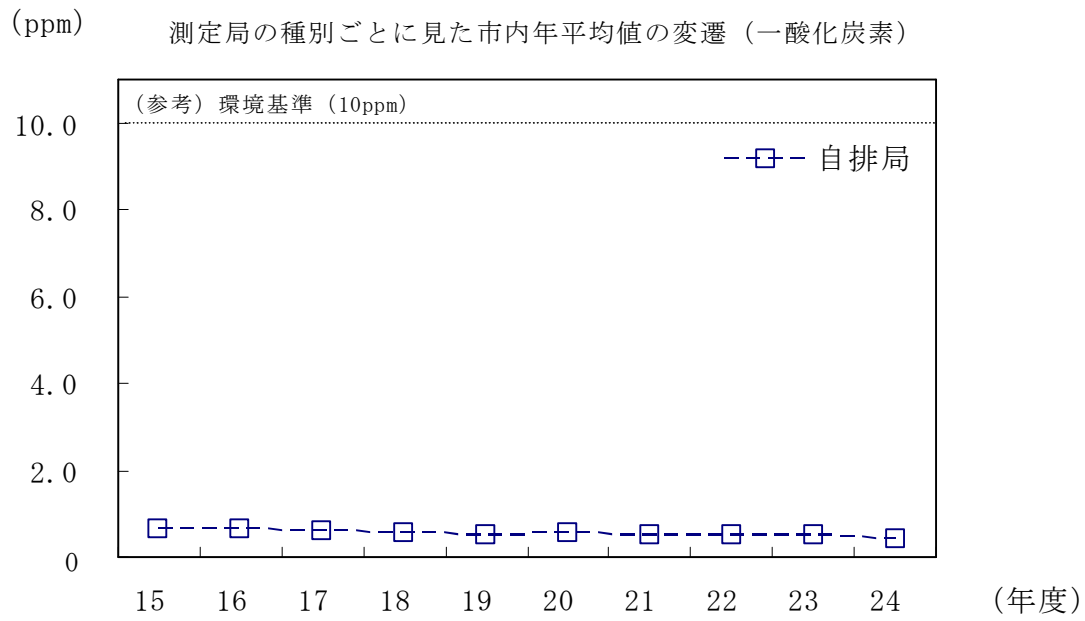
自排局 1 局で測定を行い、長期的評価、短期的評価ともに環境基準を達成しました。

< 結果 >

測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2 % 除外値 (ppm)	1 日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
自排局	大平	22	0.8	なし	○	○
		23	0.8	なし	○	○
		24	0.7	なし	○	○

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価： 年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値（上表では、日平均値の 2 % 除外値と表記した。）が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 短期的評価： 1 時間又は 1 日を通した測定結果と環境基準（1 時間値又は 1 日平均値）とを比較して評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

(イ) 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化
年平均値は、自排局 1 局で 0.4ppm です。最近 10 年間は、横ばい傾向にあります。



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
自排局	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4

注 表中の単位は、ppm です。
年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。
有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

エ 浮遊粒子状物質

(ア) 環境基準の達成状況（長期的評価、短期的評価）

一般局 1 局、自排局 4 局で測定を行い、全てで環境基準を達成しました。

< 結果 >

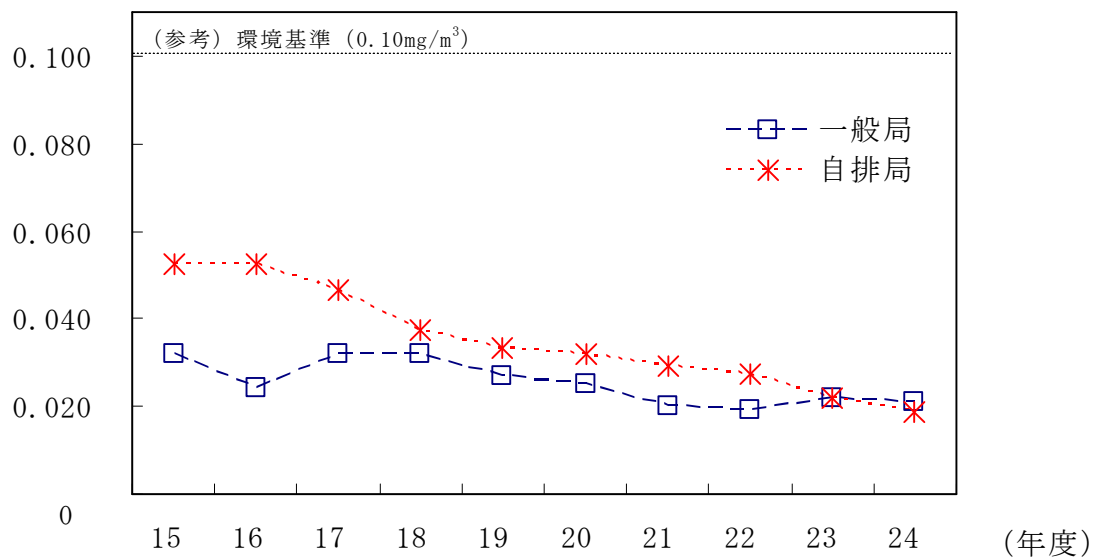
測定局種別	測定局	年度	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	1 日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上 連続した場合の有無	達成状況	
					長期的 評価	短期的 評価
一般局	羽根	22	0.053	なし	○	○
		23	0.053	なし	○	○
		24	0.053	なし	○	○
自排局	朝日	22	0.058	なし	○	○
		23	0.047	なし	○	×
		24	0.047	なし	○	○
	矢作	22	0.072	なし	○	×
		23	0.046	あり	×	×
		24	0.047	なし	○	○
	大平	22	0.078	なし	○	×
		23	0.051	あり	×	×
		24	0.051	なし	○	○
	鴨田	22	0.056	なし	○	○
		23	0.045	あり	×	×
		24	0.045	なし	○	○

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	長期的評価： 年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値（上表では、日平均値の 2 % 除外値と表記した。）が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 短期的評価： 1 時間又は 1 日を通した測定結果と環境基準（1 時間値又は 1 日平均値）とを比較し評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

(イ) 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の年平均値の経年変化

年平均値は、一般局で 0.021mg/m³、自排局 4 局で 0.019mg/m³です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかな減少傾向にあります。

(mg/m³) 測定局の種別ごとに見た市内年平均値の変遷 (浮遊粒子状物質)



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一般局	0.032	0.024	0.032	0.032	0.027	0.025	0.020	0.019	0.022	0.021
自排局	0.053	0.053	0.046	0.038	0.034	0.032	0.029	0.027	0.022	0.019

注 表中の単位は、mg/m³です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

オ 光化学オキシダント

(ア) 環境基準の達成状況（短期的評価のみ）

一般局 1 局、自排局 4 局で測定を行い、全てで環境基準を達成できませんでした。

なお、光化学スモッグ予報が 1 日発令され、その後、注意報に切替わりましたが、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。

<結果>

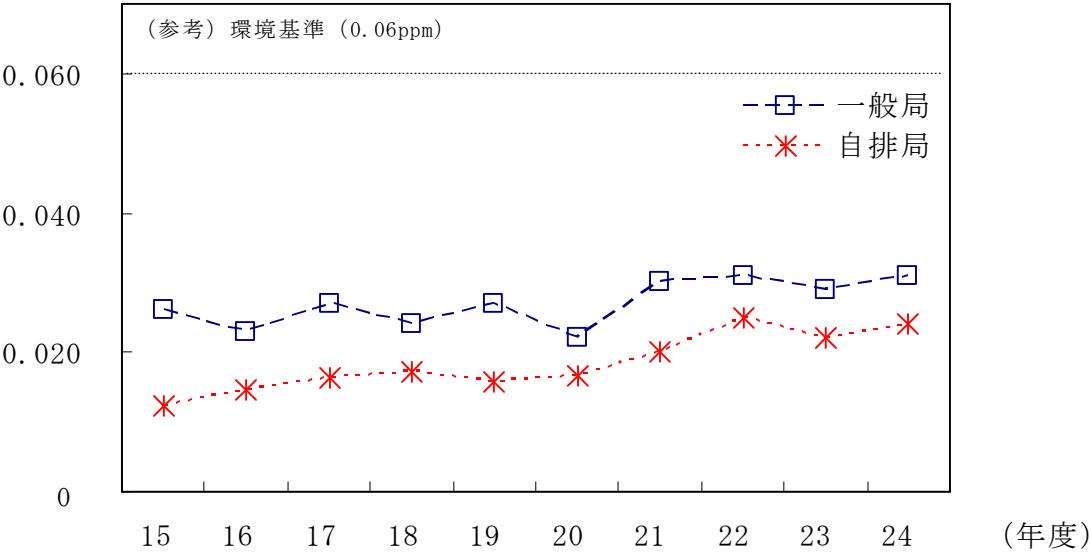
測定局種別	測定局	年度	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		達成状況
			(日)	(時間)	
一般局	羽根	22	82	415	×
		23	85	446	×
		24	80	407	×
自排局	朝日	22	35	135	×
		23	17	55	×
		24	19	67	×
	矢作	22	64	362	×
		23	56	239	×
		24	53	200	×
	大平	22	21	82	×
		23	15	48	×
		24	16	43	×
	鴨田	22	85	424	×
		23	66	288	×
		24	76	348	×

環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
評価方法	短期的評価： 年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下 であること。ただし、5 時から 20 時の昼間 時間帯について評価する。 (昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)

(イ) 測定局の種別ごとに見た最近 10 年間の昼間年平均値の経年変化

昼間の年平均値は、一般局で 0.031ppm、自排局 4 局で 0.024ppm です。最近 10 年間は、変動は見られるものの、ゆるやかに増加している傾向にあります。

測定局の種別ごとに見た市内昼間年平均値の変遷（光化学オキシダント）



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一般局	0.026	0.023	0.027	0.024	0.027	0.022	0.030	0.031	0.029	0.031
自排局	0.012	0.015	0.016	0.017	0.016	0.017	0.020	0.025	0.022	0.024

注 表中の単位は、ppm です。

光化学オキシダントの昼間平均値は、昼間時間帯（5 時～20 時）における測定値の集計結果です。

(4) 炭化水素の最近 10 年間の年平均値の変遷

ア 非メタン炭化水素

<結果>

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
大 平	年平均値	0.28	0.27	0.29	0.28	0.42	0.23	0.23	0.18	0.17	0.17
	6～9 時 に お け る 年 平 均 値	0.31	0.29	0.33	0.31	0.45	0.25	0.25	0.20	0.20	0.19

イ メタン

<結果>

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
大 平	年平均値	1.87	2.33	1.82	1.87	1.85	1.88	1.86	1.83	1.86	1.90
	6～9 時 に お け る 年 平 均 値	1.89	2.35	1.83	1.88	1.87	1.90	1.87	1.84	1.87	1.91

ウ 全炭化水素

<結果>

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
大 平	年平均値	2.15	2.60	2.11	2.15	2.27	2.11	2.08	2.01	2.03	2.06
	6～9 時 に お け る 年 平 均 値	2.20	2.64	2.16	2.19	2.32	2.15	2.12	2.05	2.06	2.10

注 表中の単位は、ppmC です。

ppmC とは、炭素原子数を基準として表した ppm 値です。

年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値です。

有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の場合を言います。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果

(1) 調査期間

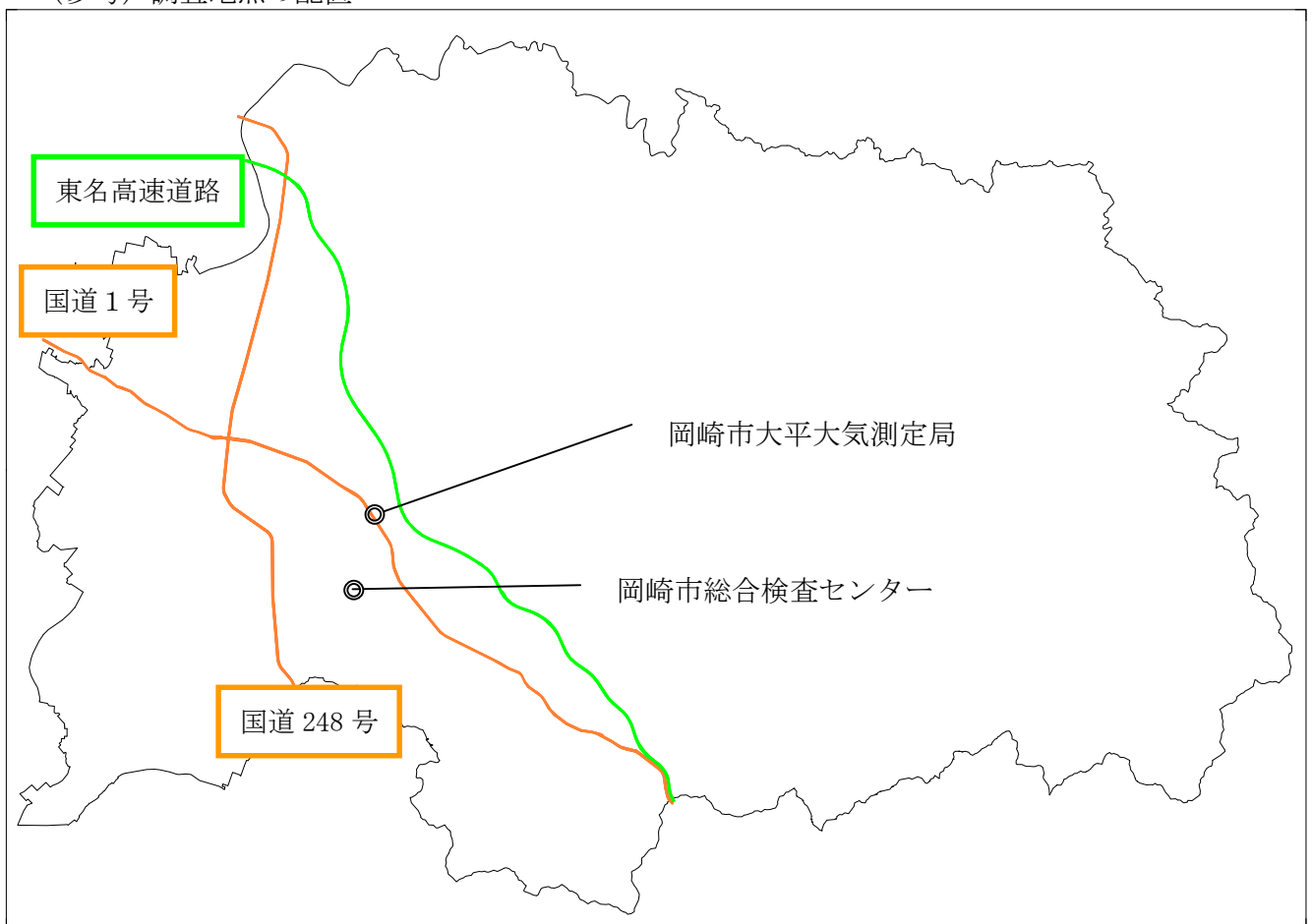
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

(2) 調査地点及び測定項目

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するために、中央環境審議会答申で示された 22 の優先取組物質のうち 21 物質について市内 2 地点で調査を行いました。毎月測定した値を用いました。

調査地点名	所在地
岡崎市総合検査センター	美合町五本松 68-1
岡崎市大平大気測定局	大平町二ノ沢 67

(参考) 調査地点の配置



(3) 環境基準の達成状況

ア ベンゼン

平成 24 年度は、2 地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	1.4	2.8	0.57	○
	23	1.1	1.9	0.40	○
	24	1.2	1.9	0.52	○
大平	22	1.5	2.9	0.75	○
	23	1.2	2.0	0.65	○
	24	1.3	1.9	0.49	○

環境基準	年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

イ トリクロロエチレン

平成 24 年度は、2 地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.24	0.51	0.012	○
	23	0.18	0.47	0.018	○
	24	0.21	0.33	0.024	○
大平	22	0.22	0.48	0.005	○
	23	0.18	0.52	0.015	○
	24	0.17	0.30	0.015	○

環境基準	年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

ウ テトラクロロエチレン

平成 24 年度は、2 地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.098	0.21	0.032	○
	23	0.064	0.14	0.019	○
	24	0.079	0.26	< 0.010	○
大平	22	0.094	0.21	0.022	○
	23	0.065	0.16	0.013	○
	24	0.066	0.18	< 0.010	○

環境基準	年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

エ ジクロロメタン

平成 24 年度は、2 地点ともに環境基準を達成しました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	2.8	5.7	0.82	○
	23	1.7	4.3	0.49	○
	24	1.8	3.7	0.64	○
大平	22	2.1	4.3	0.79	○
	23	1.7	3.4	0.51	○
	24	1.4	2.8	0.70	○

環境基準	年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
------	--

(4) 指針値が定められている物質の調査結果

ア アクリロニトリル

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.017	0.050	0.007	○
	23	0.026	0.056	0.0031	○
	24	0.020	0.057	< 0.005	○
大平	22	0.019	0.053	0.006	○
	23	0.030	0.068	0.0067	○
	24	0.021	0.056	0.005	○

指針値	年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

イ 塩化ビニルモノマー

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.013	0.031	<0.003	○
	23	0.0077	0.023	<0.0021	○
	24	0.016	0.049	< 0.004	○
大平	22	0.012	0.032	<0.003	○
	23	0.0078	0.028	<0.0021	○
	24	0.016	0.059	< 0.004	○

指針値	年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

ウ 水銀及びその化合物

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 (ng/m ³)	最大値 (ng/m ³)	最小値 (ng/m ³)	達成状況
総合検査センター	22	1.6	2.6	1.2	○
	23	1.8	2.3	1.5	○
	24	1.8	2.3	1.4	○
大平	22	1.6	2.7	1.2	○
	23	1.9	2.5	1.5	○
	24	1.8	2.2	1.5	○

指針値	年平均値が 40ng/m ³ 以下であること。
-----	------------------------------------

エ ニッケル化合物

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 (ng/m ³)	最大値 (ng/m ³)	最小値 (ng/m ³)	達成状況
総合検査センター	22	5.6	9.7	1.1	○
	23	3.1	4.9	1.1	○
	24	2.7	6.1	1.7	○
大平	22	6.8	17	2.0	○
	23	4.9	12	2.2	○
	24	2.9	5.7	0.91	○

指針値	年平均値が 25ng/m ³ 以下であること。
-----	------------------------------------

オ クロロホルム

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.31	1.8	0.12	○
	23	0.12	0.18	0.069	○
	24	0.18	0.39	0.10	○
大平	22	0.15	0.26	0.097	○
	23	0.11	0.17	0.060	○
	24	0.16	0.43	0.085	○

指針値	年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	---

カ 1,2-ジクロロエタン

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.10	0.26	0.033	○
	23	0.10	0.27	0.045	○
	24	0.12	0.20	0.029	○
大平	22	0.099	0.26	0.031	○
	23	0.10	0.28	0.043	○
	24	0.12	0.21	0.025	○

指針値	年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

キ 1,3-ブタジエン

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	0.15	0.33	0.064	○
	23	0.084	0.14	0.042	○
	24	0.14	0.30	0.065	○
大平	22	0.24	0.39	0.11	○
	23	0.17	0.23	0.066	○
	24	0.20	0.34	0.12	○

指針値	年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

ク ヒ素及びその化合物

平成 24 年度は、2 地点ともに指針値を下回っていました。

<結果>

測定地点	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況
総合検査センター	22	1.1	3.5	0.089	○
	23	0.62	1.6	0.19	○
	24	0.97	3.2	0.23	○
大平	22	0.74	1.3	0.15	○
	23	0.76	2.0	0.21	○
	24	0.88	2.3	0.24	○

指針値	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
-----	--

注 ヒ素及びその化合物については、平成 22 年 10 月 15 日付け環水大総発第 101015002 号、環水大大総発第 101015004 号の環境省水・大気環境局長通知により指針値が設定されたため、平成 22 年度結果から、アクリロニトリル等 7 物質と併せて公表しております。

(5) その他の物質

ア 揮発性有機化合物

<結果>

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		平成 23 年度全国調査 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	総合検査センター	大平	平均値	最小値	最大値
酸化エチレン	0.094	0.11	0.094	0.019	0.61
塩化メチル	1.5	1.4	1.4	0.98	3.5
トルエン	9.2	6.6	8.5	0.77	36

イ アルデヒド類

<結果>

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		平成 23 年度全国調査 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
	総合検査センター	大平	平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	2.8	2.1	2.2	0.45	7.9
ホルムアルデヒド	2.9	2.1	2.5	0.36	6.8

ウ 金属類

<結果>

物質名	年平均値 (ng/m^3)		平成 23 年度全国調査 (ng/m^3)		
	総合検査センター	大平	平均値	最小値	最大値
クロム及び その化合物	4.2	4.4	5.7	0.60	51
ベリリウム及び その化合物	0.0086	0.0098	0.023	0.0037	0.11
マンガン及び その化合物	22	21	25	1.7	160

エ 多環芳香族化合物

<結果>

物質名	年平均値 (ng/m ³)		平成 23 年度全国調査 (ng/m ³)		
	総合検査センター	大平	平均値	最小値	最大値
ベンゾ[a]ピレン	0.17	0.17	0.23	0.025	1.4

備考 年平均値は、測定値が検出下限値未満の場合は、その値に 1/2 を乗じた値を用いて算出しました。

平成 23 年度全国調査結果は「有害大気汚染物質モニタリング調査結果」（環境省ホームページ）によります。

[用語解説]

環境基準

環境基本法第 16 条に「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。」と規定されており、この基準を環境基準といいます。

指針値

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

ppm

parts per million の略。100 万分中の幾つであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。

大気汚染では、 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれている状態を 1 ppm で表します。

二酸化硫黄 (SO_2)

重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫黄酸化物の主成分です。

無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。また、金属を腐食させたり植物を枯らしたりするといわれています。

二酸化窒素 (NO_2)

窒素と酸素の化合物の代表的なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたります。

赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

一酸化炭素 (CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。

発生源は、自動車によるものが多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。

人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

SPM は、Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であってその直径が $10\text{ }\mu\text{m} = (1/100)\text{ mm}$ 以下のものをいいます。

発生源は、工場、自動車、家庭等人為由来のもののほか、土壌の舞い上がりや海水の飛沫が乾燥してきた海塩粒子等自然由来のもの、燃焼等に伴い排出された SO_x や NO_x 、炭化水素などから大気中で

生成する二次粒子や煙突から排出されたガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれています。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

PM_{2.5} の PM は、Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その直径が 2.5 μm = (25/100) mm 以下のものをいいます。

微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する 1 次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した 2 次粒子があります。

粒子径の小さい微小粒子状物質は、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系や肺がんに対し影響を与えていることが報告されています。

光化学オキシダント (O_x)

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化力の強い物質の総称です。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるものですが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。

高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、不快、臭気、視程障害などの生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれています。

非メタン炭化水素

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもので、光化学オキシダントの原因物質のひとつです。主な発生源は、工場・事業場、自動車などです。昭和 51 年 8 月 13 日付け中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」では、「光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する、午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。」としています。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも 1 % 程度含まれています。

特有の芳香性を持つ水より軽い無色の液体で、水には溶けにくい但有機溶媒にはよく溶けます。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定です。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、がんの原因にもなるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

無色の水より重い液体でクロロホルムのような臭いがあり、眼・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニン

グに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

無色の液体で、エーテルのような臭いがあります。高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、がんの原因になるといわれています。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。

無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

マウスについては発がん性が明らかですが、人については可能性を完全には除去できないが可能性は小さいとされています。

アクリロニトリル

シアン化ビニルとも呼ばれ、アクリル系合成繊維、合成ゴム、アクリロニトリル系樹脂、接着剤等の原料として使用されています。

甘味臭を有する無色の液体で引火性があり、水並びにアセトン、ベンゼン等の有機溶剤に可溶です。催眠性があり、皮膚や目を刺激します。蒸気吸入及び皮膚吸収により神経系、呼吸器系、消化器系等の障害として現れます。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $2.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

塩化ビニルモノマー

クロロエチレンとも呼ばれ、ポリ塩化ビニルなどの合成原料に使用されています。

空気の 2.2 倍重い気体で、エタノールに溶け、水にも僅かに溶けます。

目を刺激し、液体が皮膚につくと凍傷を起こします。発がん性があります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

水銀及びその化合物

金属水銀のほかに塩化水銀、酸化水銀などの化合物が含まれますが、一般大気環境中では大部分が金属水銀（水銀蒸気）として存在しています。なお、水銀は、金属光沢を有する液体で、電池や蛍光灯の原料、合成化学用の触媒などに使用されています。

皮膚や目を刺激し、中枢神経系に影響を与えることがあります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

ニッケル化合物

金属ニッケル、ニッケル酸化物、ニッケル水酸化物、ニッケル硫化物、ニッケル塩、ニッケルカルボニルなどが含まれます。ステンレスの原料やメッキなどに使用されています。

発がん性があります。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 15 年 9 月 30 日付け環境省環境管理局長通知「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」により一般環境における指針値が $0.025 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

クロロホルム

トリクロロメタンとも呼ばれ、フッ素系冷媒やフッ素樹脂の原料、医薬品（消毒剤）、ゴムやロウなどの溶剤、抽出溶媒等に用いられます。また、上下水道水の塩素処理によっても発生します。

揮発性を有する無色透明の液体で蒸気には甘みがあり、また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

1,2-ジクロロエタン

塩化エチレン、二塩化エチレンとも呼ばれ、塩化ビニル等の合成原料、フィルム洗浄剤、有機溶剤、殺虫剤、ビタミン抽出剤、燻蒸剤などに用いられます。

クロロホルム同様の臭気がある無色油状の液体で、揮発性が高く、引火性があります。また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

1,3-ブタジエン

合成ゴム及び樹脂の原料として広く用いられています。

無色の気体で可燃性が強く、化学反応性に富み、また、発がん性が指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 18 年 12 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均値）以下とされました。

ヒ素及びその化合物

殺虫剤や薬剤などのほか、合金や半導体の材料としても用いられています。毒性があり、頭痛、麻痺、呼吸困難、下痢などの急性中毒を引き起こします。また、体内への蓄積性があり、肝臓障害、色素沈着などの慢性中毒や、発がん性も指摘されています。

大気汚染防止法の「優先取組物質」に指定されており、平成 22 年 10 月の環境省の通知により一般環境における指針値が $6 \text{ng}/\text{m}^3$ （年平均値）とされました。

平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、愛知県知事が定めた平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画により岡崎市が行った調査及び測定計画外の公共用水域及び地下水の定期的調査の結果は、下記のとおりです。

記

第 1 公共用水域水質調査結果

1 調査期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

2 調査地点

市内の 31 河川 41 地点

3 調査結果の概要

(1) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準項目）

カドミウム、鉛等 27 項目について、41 地点全てにおいて環境基準を達成しました。

(2) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準項目）

有機汚濁の代表的な指標である BOD について、水域類型の指定されている 6 河川 7 水域で調査した結果、乙川上流（岡崎市上水道取入口）、乙川下流（占部用水取入口）、男川（学校橋）、巴川（細川頭首工）、矢作川（美矢井橋）、鹿乗川（東鹿乗川橋）、雨山川及び乙女川下流（ツノジ橋）の全ての調査地点で、環境基準を達成しました。

六斗目川、北斗川、鹿乗川など一部の河川については若干高い汚濁（BOD）を示しているものの、岡崎市全体の最近における水質汚濁の状況は改善傾向にあります。

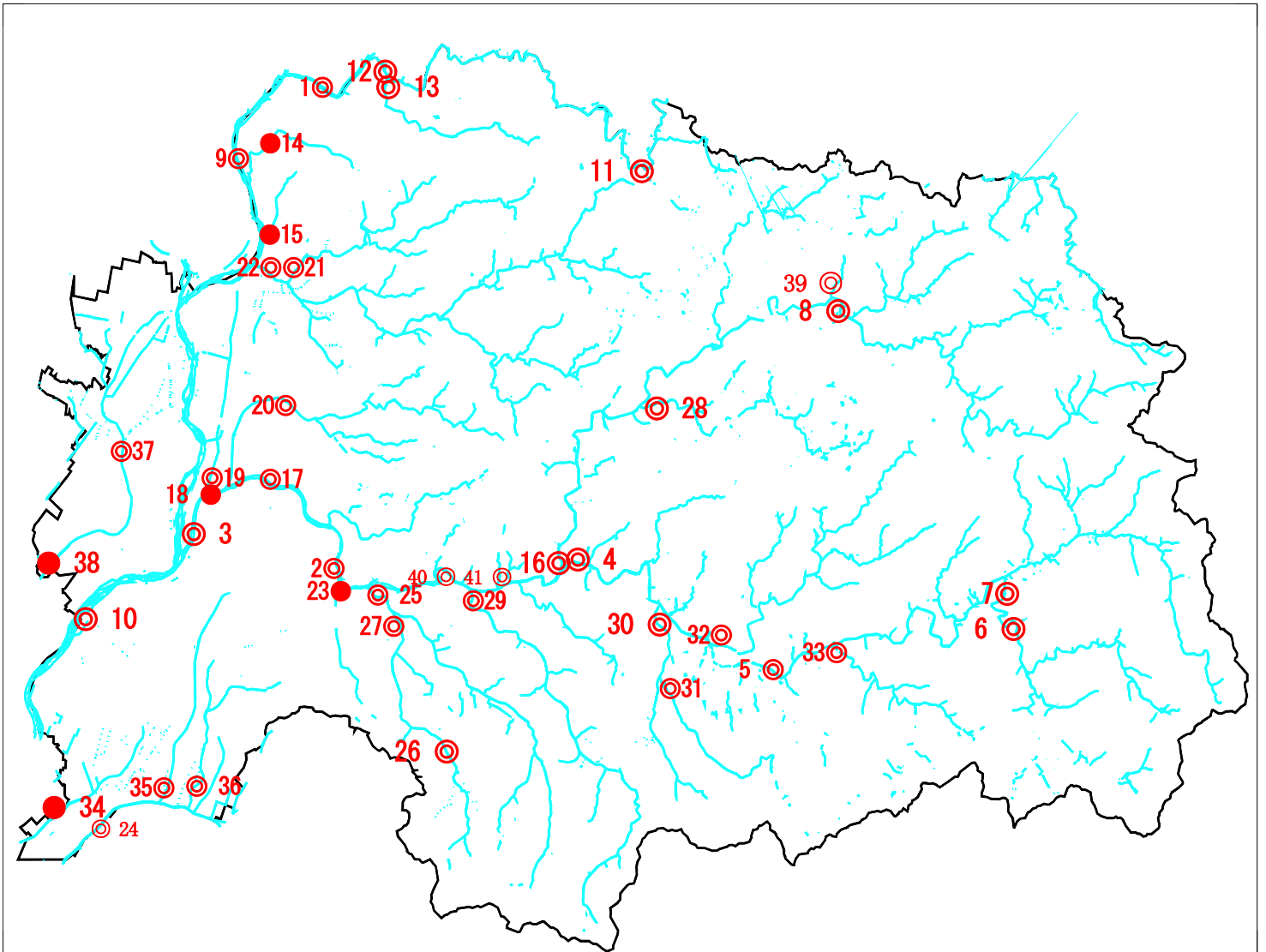
環境基準（生活環境項目）適合状況

	河川名	乙川上流（岡崎市上水道取入口）					A 類型	
	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
①	pH	6.5～8.5	7.0	○	7.1	○	7.2	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	0.9	○	0.9	○	0.9	○
	SS (mg/ℓ)	25 以下	2	○	1	○	1	○
	DO (mg/ℓ)	7.5 以上	9.6	○	9.6	○	9.3	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.003	○	0.003	○	0.003	○
②	河川名	乙川下流（占部用水取入口）					B 類型	

	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
	pH	6.5～8.5	7.2	○	7.2	○	7.5	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	3 以下	1.5	○	1.5	○	1.7	○
	SS (mg/ℓ)	25 以下	2	○	4	○	4	○
	DO (mg/ℓ)	5 以上	9.1	○	9.3	○	9.5	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.008	○	0.006	○	0.008	○
③	河川名	男川（学校橋）					A 類型	
	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
	pH	6.5～8.5	7.1	○	7.3	○	7.4	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	0.9	○	0.6	○	0.6	○
	SS (mg/ℓ)	25 以下	2	○	1	○	1	○
	DO (mg/ℓ)	7.5 以上	10	○	10	○	10	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.002	○	0.001	○	0.002	○
④	河川名	巴川（細川頭首工）					A 類型	
	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
	pH	6.5～8.5	7.0	○	7.2	○	7.3	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	1.0	○	0.6	○	0.9	○
	SS (mg/ℓ)	25 以下	2	○	2	○	2	○
	DO (mg/ℓ)	7.5 以上	9.1	○	10	○	9.7	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.003	○	0.002	○	0.002	○
⑤	河川名	矢作川（美矢井橋）					B 類型	
	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
	pH	6.5～8.5	7.2	○	7.2	○	7.3	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	3 以下	0.9	○	<0.5	○	0.9	○
	SS (mg/ℓ)	25 以下	5	○	6	○	5	○
	DO (mg/ℓ)	5 以上	9.7	○	9.9	○	9.0	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.002	○	0.002	○	0.007	○
⑥	河川名	鹿乗川（東鹿乗川橋）					C 類型	
	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
	pH	6.5～8.5	7.1	○	7.1	○	7.1	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	5 以下	2.7	○	2.3	○	3.1	○
	SS (mg/ℓ)	50 以下	8	○	11	○	14	○
	DO (mg/ℓ)	5 以上	8.3	○	8.4	○	8.0	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.016	○	0.014	○	0.015	○

⑦	河川名	雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)					A 類型	
	検査項目	基準値	22 年度	適否	23 年度	適否	24 年度	適否
	PH	6.5～8.5	7.0	○	7.2	○	7.3	○
	BOD75%値 (mg/ℓ)	2 以下	0.7	○	0.5	○	0.6	○
	SS (mg/ℓ)	25 以下	2	○	2	○	1	○
	DO (mg/ℓ)	7.5 以上	10	○	10	○	9.9	○
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.03 以下	0.001	○	0.001	○	0.001	○

岡崎市内の河川の汚れの状況



平成 24 年度 BOD 図

河川の汚れの度合いを示す BOD (7 5 % 値) で表した市内の河川の汚れ状況

区分	BOD 値 (mg/ℓ)	地点数	標準的な川の様子
◎	～2.0	35	藻が少なく、澄んでおり、ヤマメ、イワナ等が住める。
●	2.1～5.0	6	藻が多くなるが、比較的澄んでおり、アユ、マス等が住める。

表の見方

地点番号	地点名称	BOD75%値(mg)
------	------	-------------

1	巴川・細川頭首工 (A 類型)	0.9	2	乙川・岡崎市上水道取 入口(A 類型)	0.9	3	乙川・占部用水取入口 (B 類型)	1.7
4	男川・学校橋(A 類型)	0.6	5	男川・南部簡易水道浄 水場取入口(A 類型)	0.5	6	雨山川及び乙女川 ・ツノジ橋(A 類型)	0.5
7	雨山川及び乙女川 ・万足上橋(A 類型)	0.6	8	乙川・乙川天神橋 (A 類型)	0.5	9	矢作川・葵大橋(B 類型)	0.7
10	矢作川・美矢井橋 (B 類型)	0.9	11	郡界川・長沢橋	0.7	12	郡界川・郡界橋	1.0
13	霞川・坂下橋	1.1	14	北斗川・北斗橋	3.3	15	於御所川・西藏前町 矢作川合流点	2.3
16	乙川・梁野橋(A 類型)	<0.5	17	乙川・吹矢橋(B 類型)	1.2	18	早川・八帖町 乙川合流点	2.3
19	伊賀川・竹千代橋	1.5	20	伊賀川・稲熊橋	2.0	21	真福寺川・御蔵橋	1.2
22	青木川・新青木橋	1.2	23	六斗目川・大平町 乙川合流点	3.4	24	広田川・中島橋	1.4
25	山綱川・美合町乙川 合流点	1.1	26	竜泉寺川・河原橋	1.8	27	竜泉寺川・黒橋	0.9
28	大高味川・水戸野橋	0.5	29	鉢地川・落合橋	0.8	30	青木川・川向橋	<0.5
31	前川・柴原橋	<0.5	32	夏山川・北岡橋	<0.5	33	鳥川・山下橋	<0.5
34	安藤川・次郎兵衛橋	2.9	35	占部川・定国橋	1.7	36	砂川・下西野橋	1.8
37	鹿乗川・御用田橋 (C 類型)	2.0	38	鹿乗川・東鹿乗川橋 (C 類型)	3.1	39	富尾川・桜形町乙川合 流点	0.5
40	丸山川・丸山町乙川合 流点	0.7	41	井野木川・小美町乙川 合流点	0.7			

4 近年の水質改善状況

近年、下水道の普及などを背景として、水質の改善傾向が見られます。

BOD75%値 2.1 mg/ℓ以上であった地点は、ここ数年で減少しています。

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
調査地点数	54 地点	55 地点	55 地点	57 地点	41 地点
BOD75%値が 2.1 mg/ℓ以上であった地点の数	17 地点	10 地点	11 地点	6 地点	6 地点

第2 地下水調査結果

1 調査期間

平成24年4月から平成25年3月まで

2 調査の概要

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、市内を約5km及び10kmメッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から、新たな調査井戸を選定して調査を行いました。

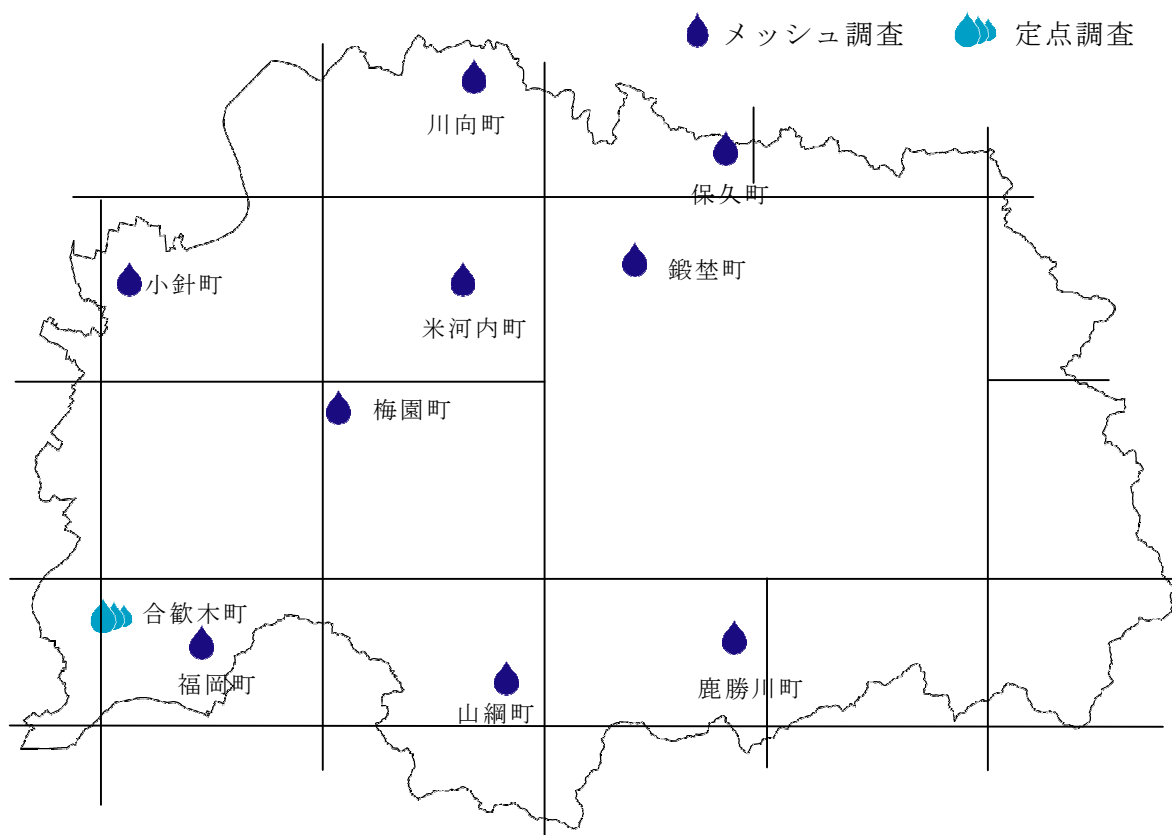
カドミウム、鉛等28項目について、9地点で調査を行い、全地点で環境基準を達成しました。

イ 定点調査

長期的な観点から地下水質の経年変化を把握するために、市内の代表的な地点において継続的に調査を行っています。

カドミウム、鉛等28項目について、1地点で調査を行い、環境基準を達成しました。

<調査地点図>



(2) 定期モニタリング（継続監視）調査

これまでの測定計画に基づく調査及び事業者からの報告等で判明した地下水の汚染地域において、汚染の動向と浄化対策の改善効果の確認などを目的として、継続的にモニタリングを実施しています。

過去の調査で環境基準を超過した 56 地点で継続調査を行い、35 地点で環境基準を達成、21 地点で環境基準を超過しました。

平成 24 年度定期モニタリング（継続監視）調査

（環境基準超過地点について抜粋）

調査地点	項 目	超過濃度範囲 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
福岡町	塩化ビニルモノマー	0.0042	0.002
十王町	トリクロロエチレン	0.094	0.03
伝馬通 4 丁目		0.12	
伝馬通 5 丁目		0.11	
西中町		0.062	
祐金町		0.066	
大平町	テトラクロロエチレン	0.017	0.01
鴨田本町		0.016	
十王町		0.074	
伝馬通 4 丁目		0.052	
細川町		0.10～0.046	
祐金町		0.059	
板田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	32	10
井田町		12～14	
上地町		13	
坂左右町		13	
福岡町		13	
細川町		12～18	
丸山町		15	
竜泉寺町		11～13	

第 3 今後の対応

引き続き、常時監視に努め、環境基準の達成状況を把握するとともに、水質汚濁防止法に基づき、事業者への指導、環境基準の達成・維持に努めていきます。

平成 24 年度交通騒音・振動調査結果について

第 1 自動車騒音・道路交通振動調査

1 調査目的

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

(2) 調査区間及び調査地点数

ア 自動車騒音環境基準

市内 16 路線 40 評価区間（総延長距離 119.1km）

平成 24 年度に測定調査を実施した路線は以下のとおりです。

- | | | |
|-----------|-------|-------------------|
| ・ 東名高速道路 | ・ ・ ・ | 2 区間（評価区間 18.9km） |
| ・ 国道 1 号 | ・ ・ ・ | 6 区間（評価区間 17.0km） |
| ・ 県道岡崎環状線 | ・ ・ ・ | 4 区間（評価区間 13.6km） |
| ・ 県道岡崎刈谷線 | ・ ・ ・ | 4 区間（評価区間 7.8km） |
| ・ 県道岡崎幸田線 | ・ ・ ・ | 2 区間（評価区間 6.5km） |
| ・ 市道伝馬町線 | ・ ・ ・ | 1 区間（評価区間 4.4km） |
| ・ 市道日名橋線 | ・ ・ ・ | 1 区間（評価区間 2.0km） |

計 20 区間（評価区間 70.2km）

イ 自動車騒音及び道路交通振動要請限度

平成 24 年度に測定調査を実施した路線は以下のとおりです。

- | | | |
|------------|-------|------|
| ・ 東名高速道路 | ・ ・ ・ | 2 地点 |
| ・ 国道 1 号 | ・ ・ ・ | 7 地点 |
| ・ 県道岡崎環状線 | ・ ・ ・ | 4 地点 |
| ・ 県道岡崎刈谷線 | ・ ・ ・ | 4 地点 |
| ・ 県道岡崎幸田線 | ・ ・ ・ | 2 地点 |
| ・ 市道伝馬町線 | ・ ・ ・ | 1 地点 |
| ・ 市道日名橋線 | ・ ・ ・ | 1 地点 |
| ・ 国道 473 号 | ・ ・ ・ | 1 地点 |

計 22 地点

(3) 調査方法

ア 自動車騒音環境基準

「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定めるところによります。

イ 自動車騒音要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）に定めるところによります。

ウ 道路交通振動要請限度

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）第 12 条に定めるところによります。

3 調査結果

(1) 自動車騒音環境基準（評価区間別の結果については別表 1 参照）

ア 評価区間全体

16 路線 40 評価区間（総延長距離 119.1km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 95.4%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	19,725	18,809	95.4
昼 間		19,239	97.5
夜 間		18,834	95.5

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

イ 東名高速道路

2 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 91.2%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,348	1,229	91.2
昼 間		1,317	97.7
夜 間		1,229	91.2

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ウ 国道 1 号

6 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 91.4%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,427	2,218	91.4
昼 間		2,370	97.7
夜 間		2,218	91.4

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

エ 県道岡崎環状線

4 評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 98.6%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,785	2,745	98.6
昼 間		2,774	99.6

夜 間		2,749	98.7
-----	--	-------	------

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

オ 県道岡崎刈谷線

4評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は84.0%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	971	816	84.0
昼 間		945	97.3
夜 間		816	84.0

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

カ 県道岡崎幸田線

1評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.8%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,748	1,744	99.8
昼 間		1,744	99.8
夜 間		1,745	99.8

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

キ 市道伝馬町線

1評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は99.9%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,297	1,296	99.9
昼 間		1,296	99.9
夜 間		1,297	100.0

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

ク 市道日名橋線

1評価区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は74.1%でした。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	560	415	74.1
昼 間		416	74.3
夜 間		432	77.1

注 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(2) 自動車騒音要請限度（調査地点別の結果については別表2参照）

全ての調査地点（22地点）で要請限度を下回りました。

(3) 道路交通振動要請限度（調査地点別の結果については別表 2 参照）

全ての調査地点（22 地点）で要請限度を下回りました。

4 今後の対応

国道 1 号については、国土交通省中部地方整備局が中心となって平成 12 年 6 月に策定した「沿道環境改善プログラム」に基づき、環境施設帯の設置や低騒音舗装等の道路構造対策などの取組が推進されているところです。

その他の主要幹線道路も含め、引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

第 2 新幹線鉄道騒音・振動調査

1 調査目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成 24 年 10 月 9 日から平成 24 年 10 月 10 日まで

(2) 調査地点

市内の定点 4 か所（各 2 地点：軌道から 25m 及び 50m の地点）

(3) 調査方法

ア 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 10 月 3 日環大特第 100 号環境庁大気保全局長通知）及び「新幹線鉄道騒音・評価マニュアル」（平成 22 年 5 月 17 日環水大自発第 100517001 号）に定めるところによります。

イ 振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に定めるところによります。

3 調査結果（調査地点別の結果については別表 3 参照）

(1) 騒音

上三ツ木町 50m 地点、合歓木町 50m の地点で環境基準を達成しました。その他の 6 地点では環境基準を達成できませんでした。（調査地点別の結果については別表参照）

(2) 振動

全ての地点で振動対策指針値を下回りました。

(3) 調査結果表

	騒音 (70dB)				振動 (70dB)			
年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
軌道中央からの距離 (m)	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	72	70	73	71	66	63	66	64
上三ツ木町	72	69	71	69	65	58	66	58
福桶町	73	72	73	72	58	54	59	56
合歓木町	74	73	71	70	65	66	65	64

4 今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は、騒音・振動対策として騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、フラット検知装置による車輪踏面管理の実施、防音壁の設置やそのかさ上げ、軌道の高架部分の補強、枕木の連結及びレールの削正などを実施しています。

本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。

参 考

1 自動車騒音に係る基準

(1) 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

地 域 類 型			環 境 基 準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第 1 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
	第 2 種中高層住居専用地域				
B	第 1 種住居地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第 2 種住居地域				
	準住居地域		夜間	60dB 以下	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	商業地域				
	準工業地域		夜間	60dB 以下	
	工業地域				

※備 考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は、4車線以上の区間)
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

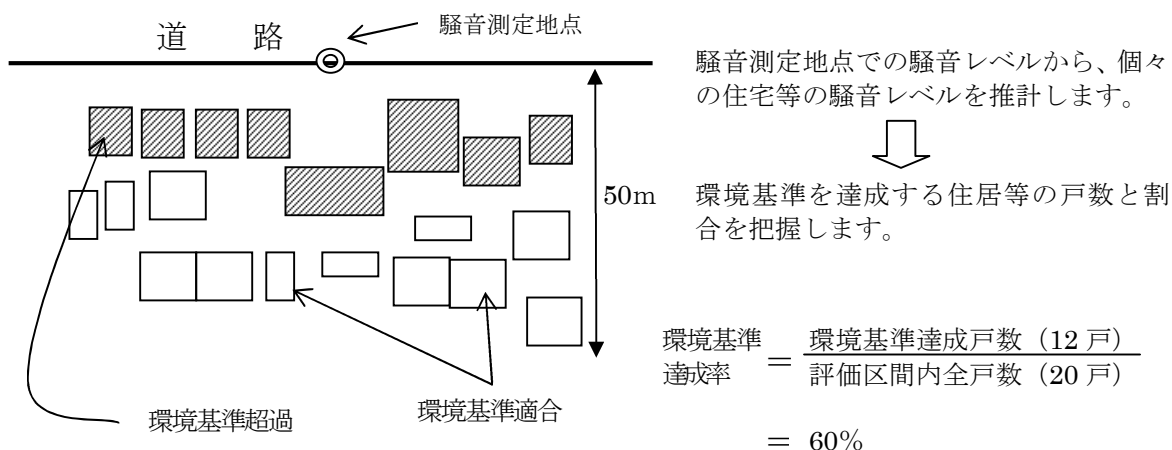
注3 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

～環境基準の面的評価とは～

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

備考 等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



(2) 要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地 域 区 分		要 請 限 度 (LAeq)			
		時間帯	道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する空間
			1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
	第 2 種中高層住居専用地域				
b	第 1 種住居地域	昼間	65dB	75dB	夜間 70dB
	第 2 種住居地域				
	準住居地域	夜間	55dB	70dB	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
c	近隣商業地域	昼間	75dB		(全地域共通)
	商業地域				
	準工業地域	夜間	70dB		
	工業地域				

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注 3 時間の区分は、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

2 道路交通振動に係る基準

(1) 要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地 域 区 分		要 請 限 度 (L10)	
		昼間	夜間
1	第 1 種低層住居専用地域	65dB	60dB
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注 1 L10 とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の 10%をそれぞれ除いた 80%レンジの上端値を示す。

注 2 時間の区分は、昼間は 7 時から 20 時、夜間は 20 時から翌朝 7 時

3 新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針

(1) 新幹線鉄道騒音環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示 46 号）

地 域 類 型		環 境 基 準
I	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB 以下

(2) 新幹線鉄道振動指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）

ア 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

～新幹線騒音・振動の測定方法とは～

(1) 騒音

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。

(2) 振動

上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する 20 本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

平成 24 年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌の汚染の状況の調査を実施しました。

1 大気環境

調査を行った 3 地点の全てにおいて環境基準を達成しました。

2 水環境

(1) 河川水質及び底質

調査を行った 4 地点の全てにおいて環境基準を達成しました。

(2) 地下水

調査を行った 1 地点において環境基準を達成しました。

3 土壌

調査を行った 1 地点において環境基準を達成しました。

4 調査結果

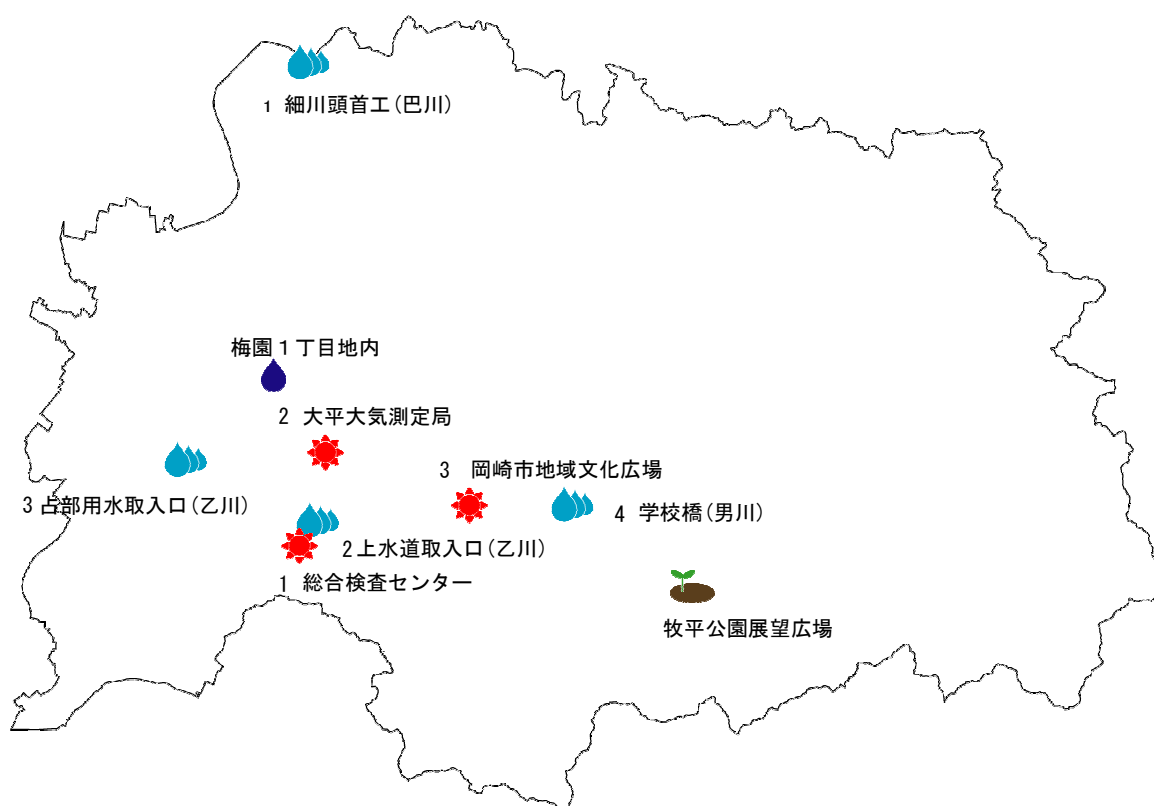
調査媒体	調 査 地 点			調 査 結 果				
大気				春季	夏季	秋季	冬季	年平均
	調 査 年 月 日			H24. 5. 16 ～ H24. 5. 23	H24. 8. 1 ～ H24. 8. 8	H24. 10. 24 ～ H24. 10. 31	H25. 1. 16 ～ H25. 1. 23	
	1	岡崎市総合検査センター	美合町	0. 012	0. 0065	0. 0078	0. 028	0. 014
	2	岡崎市大平大気測定局	大平町	0. 015	0. 0089	0. 011	0. 027	0. 015
	3	岡崎市地域文化広場	岡町	0. 011	0. 011	0. 0086	0. 020	0. 013
河川 水質 及び 底質				調査年月日	水 質	底 質		
	1	巴川	細川頭首工	H24. 8. 20	0. 21	0. 068		
	2	乙川上流	岡崎市上水道取入口	H24. 8. 20	0. 19	0. 23		
	3	乙川下流	占部用水取入口	H24. 8. 20	0. 14	0. 27		
	4	男川	学校橋	H24. 8. 20	0. 073	0. 30		
地下水	梅園 1 丁目地内			H24. 7. 2	0. 015			
土壌	牧平公園展望広場		牧平町	H24. 8. 20	2. 0			

※ 単位 大気:pg-TEQ/m³・水質及び地下水:pg-TEQ/l・底質及び土壌:pg-TEQ/g

5 環境基準

調査媒体	環境基準	
大 気	0.6	pg-TEQ/m ³ 以下
河川水質	1	pg-TEQ/ℓ 以下
河川底質	150	pg-TEQ/g 以下
地 下 水	1	pg-TEQ/ℓ 以下
土 壌	1,000	pg-TEQ/g 以下

6 調査地点図



★ 大気
 💧 河川
 💧 地下水
 🌱 土壌

平成24年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、大気基準適用施設からの排出ガス中のダイオキシン類検査を実施しました。

1 大気基準適用施設からの排出ガス中測定結果

(1) 調査対象

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設である大気基準適用施設3施設

(2) 行政検査結果

3施設中1施設が排出基準に不適合でした。(別表 ダイオキシン類に係る行政検査結果)

2 不適合の対応

事業者に対して施設の停止並びに原因調査及び改善対策を指導し、現在、施設は休止中です。

3 今後の対応

今後とも継続して立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出基準の遵守について指導するとともに、検査を実施していきます。

別表 ダイオキシン類に係る行政検査結果 (単位: ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	株式会社シガポートリー 岡崎農場	大高味町字中程具蔵7	廃棄物焼却炉	H24.12.27	0.037	5	
2	株式会社葵商店 額田工場	牧平町岩田3-28	廃棄物焼却炉	H25.2.1	12	10	排出基準 不適合
3	株式会社デクレッス アートクリーン岡崎東工場	保母町字木崩1-51	廃棄物焼却炉	H25.2.4	8.3	10	

平成 24 年度ダイオキシン類に係る設置者測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、毎年 1 回以上排出ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果を法第 28 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事（岡崎市長）に報告することとされています。

また、都道府県知事（岡崎市長）は、その結果を法第 28 条第 4 項の規定により公表することとされています。

平成 24 年度中に測定し、報告のあったダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

1 排出ガス中の測定結果について

(1) 大気基準適用施設の設置状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の大気基準適用施設の設置状況は、表 1 のとおりです。

表 1 大気基準適用施設の設置状況

番号	施設名	稼動中施設	休止施設	合計
1	焼結鉱製造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	2	0	2
5	廃棄物焼却炉	18	7	25
計		20	7	27

(2) 測定結果の報告状況（排出ガス）

事業者からの測定結果の報告状況は、表 2 のとおりです。使用開始後 1 年未満の施設及び年間を通して休止中の施設を除く 20 施設から報告がありました。

表 2 測定結果の報告状況（排出ガス）

報告施設			稼動中施設のう ち未報告施設	使用開始後 1 年 未満の施設	年間を通して 休止施設
稼動中 施設	報告後 休止施設	報告後 廃止施設			
19	1	0	0	1	6
20					

注 使用開始後 1 年未満の施設とは、測定期限が到来していない施設をいう。

(3) 排出基準の適合状況

測定結果の報告があった 20 施設の全てが、適用されている排出基準に適合していました。（別表 1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果）

(4) 今後の対応

今後とも、継続して立入検査を実施し、各施設に適用される排出基準を確実に遵守するよう指導をしていきます。

また、休止施設については、稼動後速やかに測定して報告するように指導していきます。

2 排出水中の測定結果について

水質基準適用事業場の設置状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の水質基準対象施設を設置する水質基準適用事業場の設置状況は、表 3 のとおりです。水質基準対象施設からの排水水がないため、事業場からの報告はありませんでした。

表 3 水質基準適用事業場の設置状況

番号	施設名	水質基準対象施設からの排水水がある事業場	水質基準対象施設からの排水水がない事業場		事業場数合計
		施設休止中	施設稼働中	施設休止中	
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0
7	カプロラクタム製造施設（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	0	0	0	0
12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式洗浄装置	0	0	0	0
13	亜鉛回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る）用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものに限る）用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	0	2	3	5
16	廃 PCB 等の分解施設、洗浄施設、分離施設	0	0	0	0
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令方法で定める方法に限る）用のプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0
18	第 1 号から第 17 号及び第 19 号に掲げる施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	0	0	0	0
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の共同処理施設	0	0	0	0
合 計		0	2	3	5

3 ばいじん及び燃え殻中の測定結果について

(1) 廃棄物焼却炉の設置状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の廃棄物焼却炉の設置状況は、表 4 のとおりです。

表 4 廃棄物焼却炉の設置状況

施設名	稼動中施設	休止施設	合計
廃棄物焼却炉	18	7	25

(2) 測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

事業者からの測定結果の報告状況は、表 5 のとおりです。ばいじん及び燃え殻の発生しない施設、休止中の施設及び使用開始後 1 年未満の施設を除く 14 施設から報告がありました。

表 5 測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

報告施設数			稼動中施設のう ち未報告施設	ばいじん及び燃 え殻の発生がな い施設	使用開始後 1 年 未満の施設	年間を通して 休止施設
稼動中 施設	報告後 休止施設	報告後 廃止施設				
13	1	0	0	4	1	6
14						

注 1 「ばいじん」とは、廃棄物焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

2 「燃え殻」とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。

3 「ばいじん及び燃え殻の発生がない施設」とは、ばいじん及び燃え殻のない揮発性廃油の焼却炉等の施設をいう。

4 使用開始後 1 年未満の施設とは、測定期限が到来していない施設をいう。

(3) 埋立処分等の基準への適合状況

測定結果の報告があった施設のうち、平成 24 年度に埋め立て処分されたばいじん及び燃え殻については、いずれもこれらの処理基準に適合していました。（別表 2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果）

なお、ばいじん及び燃え殻を埋立処分等する場合には、以下の基準が適用されます。

ア ダイオキシン類の含有量を 3 ng-TEQ/g 以下となるように分解処理等を行う。

イ 既設施設（平成 12 年 1 月 14 日以前に設置等されていた施設）のうち、3 ng-TEQ/g を超えたばいじん及び燃え殻については、セメント固化又は薬剤処理等を行う。

(4) 今後の対応

今後とも事業者への立入検査を継続して実施し、埋立処分等が適切に実施されるよう指導していきます。

別表 1 排出ガス中のダイオキシン類測定設置者報告結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎工場	岡崎市岡町原山6-18	廃棄物焼却炉	H24. 5. 16	0.00042	5	
2	有限会社 アイダブリューエム	岡崎市下青野町喜昌島1-1	廃棄物焼却炉 乾留施設 1	H24. 7. 17	0.36	10	共同排出口
3			廃棄物焼却炉 乾留施設 2	H24. 7. 17	0.36	10	
4			廃棄物焼却炉 乾留施設 3	H24. 7. 17	0.36	10	
5			廃棄物焼却炉 乾留施設 4	H24. 7. 17	0.36	5	
6	愛知県中央家畜保健衛生所	岡崎市美合町地藏野1-306	廃棄物焼却炉	H24. 11. 9	0.073	10	
7	株式会社 葵商店 額田工場	岡崎市牧平町岩田3-28	廃棄物焼却炉	H24. 9. 12	5.5	10	行政検査で排出 基準超過後休止
8	有限会社 生駒組 合歓木事業場	岡崎市合歓木町郷東143-1	廃棄物焼却炉	H24. 11. 20	3.6	10	
9	リサイクルプラザ (旧岡崎市中央クリーンセンター)	岡崎市高隆寺町阿世保5	廃棄物焼却炉 1号			1	休止施設
10			廃棄物焼却炉 2号			1	休止施設
11	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町立島2-1	廃棄物焼却炉 1号	H24. 10. 26	0.063	1	
12			廃棄物焼却炉 2号			1	休止施設
13			廃棄物焼却炉 6号(し尿)			10	休止施設
14			廃棄物焼却炉 7号(し尿)			10	休止施設
15	岡崎製材株式会社	岡崎市戸崎元町4-1	廃棄物焼却炉	H24. 11. 5	0.0045	10	
16	岡崎製材株式会社 オカザギプレックカット	岡崎市藤川町下西ノ入7	廃棄物焼却炉	H24. 11. 6	0.36	10	
17	栄屋乳業株式会社	岡崎市東牧内町甲田45	廃棄物焼却炉	H24. 10. 4	0.071	10	
18	株式会社 三栄シリカ 本社工場	岡崎市鉢地町三山13	廃棄物焼却炉	H24. 9. 26	0.000032	1	
19	株式会社 デクレッス アートクリーン 岡崎東工場	岡崎市保母町木崩1-15	廃棄物焼却炉	H24. 11. 27	0.67	10	
20	独立行政法人 家畜改良センター岡崎牧場	岡崎市大柳町栗沢1	廃棄物焼却炉	H25. 3. 15	0.037	10	
21	日本エステル株式会社 岡崎工場	岡崎市日名北町4-1	廃棄物焼却炉	H24. 9. 14	0.00000098	10	

22	合資会社 三河公益社	岡崎市下青野町川原崎17	廃棄物焼却炉			10	休止施設
23	水野産業株式会社 岡崎支店	岡崎市大樹寺1-8-16	アルミ溶解炉	H24. 7. 13	0. 027	5	
24			アルミ溶解炉	H24. 7. 9	0. 040	1	
25	岡崎市中央クリーンセンター	岡崎市板田町西流石2-1	廃棄物焼却炉 1号	H24. 11. 9	0. 00000017	0. 1	
26			廃棄物焼却炉 2号	H24. 10. 30	0. 00000011	0. 1	
27	株式会社シガポートリー 岡崎農場	岡崎市大高味町字中程具蔵7	廃棄物焼却炉			5	使用開始後1年未満

別表2 ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類測定設置者報告結果

基準：3（単位：ng-TEQ/g）

番号	工場・事業場名	所在地	ばいじん		燃え殻		ばいじんと燃え殻の混合物		備考
			採取年月日	ダイオキシン類測定結果	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	採取年月日	ダイオキシン類測定結果	
1	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎工場	岡崎市岡町原山6-18	H24. 5. 15	0. 0030					
2	有限会社 アイダブリューエム	岡崎市下青野町喜昌島1-1							ばいじん及び燃え殻が発生しない
3									
4									
5									
6	愛知県中央家畜保健衛生所	岡崎市美合町地藏野1-306					H24. 11. 12	0	
7	株式会社 葵商店 額田工場	岡崎市牧平町岩田3-28	H24. 10. 30	0. 016	H24. 9. 13	0. 028			行政検査で排出ガス基準超過後休止
8	有限会社 生駒組 合歓木事業場	岡崎市合歓木町郷東143-1	H24. 11. 27	0. 25	H24. 11. 27	0. 048			
9	リサイクルプラザ	岡崎市高隆寺町阿世保5							休止施設
10									休止施設
11	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市八帖南町立島2-1	H24. 10. 26	0. 27	H24. 10. 26	0. 00024			1号焼却炉
12									2号焼却炉 休止施設
13									6号焼却炉（し尿） 休止施設
14									7号焼却炉（し尿） 休止施設
15	岡崎製材株式会社	岡崎市戸崎元町4-1	H24. 11. 5	0. 0067	H24. 11. 5	0. 0061			
16	岡崎製材株式会社 オカザキブレッカット	岡崎市藤川町下西ノ入7	H24. 11. 6	0. 37	H24. 11. 6	0			
17	栄屋乳業株式会社	岡崎市東牧内町甲田45	H24. 10. 4	0. 040	H24. 10. 4	0. 00006			
18	株式会社 三栄シロカ 本社工場	岡崎市鉢地町三山13	H24. 9. 26	0	H24. 9. 26	0			
19	株式会社 デクレッス アートクリーン 岡崎東工場	岡崎市保母町木崩1-15	H24. 11. 28	0. 10	H24. 11. 28	1. 5			
20	独立行政法人 家畜改良センター岡崎牧場	岡崎市大柳町栗沢1					H25. 3. 15	0	
21	日本エステル株式会社 岡崎工場	岡崎市日名北町4-1	H24. 9. 14	0	H24. 9. 14	0			
22	合資会社 三河公益社	岡崎市下青野町川原崎17							休止施設
23	岡崎市中央クリーンセンター	岡崎市高隆寺町阿世保5	H24. 10. 30	0. 17					
24			H24. 10. 30	0. 17					
25	株式会社シガボートリー 岡崎農場	岡崎市大高味町字中程具蔵7							使用開始後1年未満